

# 平成28年度学校事務（一般事務）研修会

1. 研修目標 「私学事務職員の資質向上を目指して」
2. 期 日 平成28年7月26日（火）
3. 会 場 静岡県私学会館（静岡市葵区追手町9-26）
4. 参加者 学校事務職員等 52名
5. 日 程
  - 9:00～ 受 付
  - 9:25～ 開 会
  - 9:30～10:30 講 義
  - 10:45～12:00 分科会 1（講義内容について）  
1～3班（大会議室） 4.5班（3階小会議室）、6班（3階中会議室）
  - 12:00～13:00 昼休み（昼食は大会議室）
  - 13:00～14:30 分科会 2（校納金等徴収事務等、実務問題情報交換）  
1～3班（大会議室） 4.5班（3階小会議室）、6班（3階中会議室）
  - 14:30～15:00 発表・討議
  - 15:00 解 散
6. 講 義
  - 【演 題】「私立高等学校等就学支援金制度等の説明と事例」  
就学支援金制度、奨学給付金助成制度、  
家計急変時の授業料減免費補助金制度など
  - 【講 師】 静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課  
小中高専修 兼子真由美 主査

## 概 要

- ・高等学校等就学支援金について  
平成28年4月1日付けで改正された「高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）」（平成28年3月30日付け27文科初第1753号）の様式の主な変更点（①受給要件 ②罰則規定等 ③代理受領規程）について資料にもとづき説明があった。
- ・平成28年度の事務処理等について  
保護者等の確認や所得要件の確認についての方法に変更はない。  
事務処理における留意事項
  - ・就学支援金の各種申請・届け出書類については、消しゴムでけすことができるボールペンや修正液等は使用しない。修正が必要な個所については、二重線を引いた上に訂正印を押印する。
  - ・受給資格認定申請書（収入状況届出書）の「ふりがな」・「生徒の氏名」については、生徒本人による署名（保護者等による代筆も可）が必要なほか、生徒本人（保護者等）によるチェックが必要な個所があるので注意してほしい。4月入学生が4月から支給を受けるためには、4月中に学校設置者に書類を提出する必要があるため注意⇒5月に提出があった場合、5月からの支給となる。
  - ・在学期間の通算について、原則：新制度については、公私立問わず在学期間等はすべて参入する。H26.3までの公立高の在籍期間も36月から除外する必要がある。例外として日本国内に住所を有していなかった期間等は通算在学期間に参入しない。
  - ・所得確認の対象となる保護者等について、所得制限該当性の判定で保護者等の全員又は一部が国内に在住していない場合、通常の支給限度額を支給する。加算支給基準該当性の判定で保護者等のうち一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない場合は、加算支給は認められない。
  - ・支給額が増額・減額される場合の注意事項を説明。
  - ・休学・復学に伴う就学支援金の支給停止・再開及び転学・退学・除籍に伴う消滅の場合については、原則として、毎月10日までに、前月分の変更の書類及びデータを県へ提出。
  - ・高等学校就学支援金関連事務スケジュールについて説明。
  - ・課税証明書等の確認については、資料1-2の表にて説明があった。
  - ・受給資格認定書（収入状況届出書）の記入上の注意事項について資料1-3にもとづいて説明。
  - ・奨学のための給付金（私立高等学校等奨学給付金助成）について

・支給要件、支給額等についての注意事項を説明  
授業料減免に係る注意事項について資料にもとづき説明

## 7. 分科会

午前の部は、前項の講義内容について。午後の部は校納金徴収事務等について午前午後メンバーを入れ替え6班に分かれて話し合いが行われた。

午前の部の分科会で就学支援金制度、奨学給付金助成制度、授業料減免費補助金制度の事務手続き等について、県私学振興課小中高専修班への質問事項を次に記す。後日県からの回答があり次第、県下私学へQ&Aとして配布し事務処理の統一化を図る。

## 8. (質問事項)

質問 1. 支援金を学費に反映させるタイミングによっては『いったん全納してもらい、就学支援金の支給決定後、支給分を返金する』という学校がありますが、その際の返金手数料負担について、返金手数料は保護者負担として、就学支援金の支給額から差し引いて返金してもよいのでしょうか？(事務費補助金で手数料分が学校に支給されている？)

質問 2. 質問 1. に関連して、奨学のための給付金に関する返金手数料は保護者負担としてもよいのでしょうか？

質問 3. 就学支援金書類を回収する際に「公立高校では納税通知書の写しで良いと言われたが、私立高校では、原本を提出する必要があるのか？」という保護者の質問が多い。なぜ私学では就学支援金の書類として納税通知書の写しではいけないのでしょうか？(証明書発行にお金がかかる、役所に行く時間がないと保護者から言われる)

質問 4. 確定申告の申請遅れ等で課税証明書が8月にならないと発行できない家庭について、私学振興課に相談したところ、「その方だけ別手続きを行い、提出され次第早急に申請することで7月申請に組み込んでもらえる」と回答をもらった学校と、「8月申請となり翌月からの採用となる」と回答された学校があるが、7月採用に組み込んでもらえるのでしょうか。また、8月採用、9月採用となった場合の授業料減免費については、7月から18,000円の対象としてよいのでしょうか。(児童扶養手当で「その他・オ」で申請することができるかどうか)

質問 5. 今後、就学支援金とマイナンバーを紐付けして申請することになるのでしょうか？(所得の反映等)

質問 6. 就学支援金制度は公立高等学校との授業料の格差を埋めるものだが、所得制限等、制度の変更は今後あるのでしょうか？

質問 7. 高等学校等就学支援金事務処理要領(新制度)(第3版)(都道府県事務担当者用)のP9「2 就学支援金の支給」(2)受給資格認定の(留意事項)アに『提出のあった記入事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校・都道府県職員が代わって申請書等に記入・訂正するなどの対応も可能であること。...以下略』とあるため、氏名のふりがなを正しくは「ひらがな」で記載すべきところを「カタカナ」で記載してきたため、生徒・保護者に確認の上、学校職員が訂正したが、ふりがなであっても訂正はならないとの県の回答であるが、どのような訂正なら可能であるのかを具体的に示していただきたい。

質問 8. 申請書の欄外に「(所得が304,200円を超えているため) 就学支援金の申請はしません」といったようなチェック欄を作り、申請者も申請しない者も全員が同じ申請書を提出し、確認できるようにしてもよいのでしょうか？

【報告 静岡県西遠女子学園 事務長 長坂博文】